



強靱な経済安全保障の確立に向けて 一 地経学の時代に日本が取るべき針路とは一

2021 年 4 月 21 日

公益社団法人 経済同友会

目次

はじめに.....	2
I. 世界の潮流と日本の立ち位置.....	4
II. 日本の経済安全保障.....	9
III. 提言：地経学の時代に日本の取るべき針路.....	11
1. 企業経営者は組織文化を抜本的に変革し転換せよ.....	11
1-1. リスク感度とインテリジェンスの強化.....	11
1-2. ゼロ・トラストでのサプライチェーン強靱化.....	12
1-3. コーポレートガバナンスの深化.....	12
2. 国益に資する国際ルール形成への能動的関与を.....	13
2-1. 政府への要請.....	13
2-2. 企業経営者の行動.....	15
3. 産学官の「安全保障」再定義：一枚岩で世界と向き合い機微技術育成を... 15	
3-1. 政府への要請.....	17
3-2. 学術界への要請.....	18
3-3. 企業経営者の行動.....	18
おわりに.....	19
参考資料 各国・地域の経済安全保障政策の動向.....	21
2020 年度 国際問題委員会	26

はじめに

「時代は変わった！」

新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的流行）は2010年代後半に始まっていた世界の変化、すなわち、デジタル経済の加速、地政学的不況期¹への転換を浮き彫りにし、その変化を加速させ、不可逆的なものにした。この歴史的と言える変化をポストコロナ、ウィズコロナの言葉で片づけるのは、本質の過小評価につながる。

グローバリゼーションの恩恵と資本主義社会からの加護を受け台頭した中国の経済成長と国際秩序への挑戦、米国による対抗が激化する中で、戦略的自立を目指す欧州（EU）が加わった三極間のパワーゲームの構図が鮮明になっている。

特に、米国が1930年代からの対中関与政策の誤りを認識し、民主主義体制と異なる統治体制や価値観の存在を前提とする姿勢に転換したことは、防衛力に加え、経済力や先端技術が武器化する現代において、経済活動に安全保障の観点を強く介在させることとなった。この広義の安全保障概念である経済安全保障は、企業経営者にとって目を追うごとに身近なものになりつつある。

米中 EU のルール形成²（国際的な協調の枠組みや経済圏におけるガバナンスルール、国益を守る目的の法規制等）も、必然的にこうした観点を意識する必要がある。地球や人類の課題を解決するとのEU特有の原則論の裏にも利己的、自国優先のご都合主義が見え隠れする。EUによる、バイデン米政権始動前の中国との包括的投資協定の大筋合意や新型コロナウイルスワクチンの輸出規制を巡る言動には、現在のEUの姿勢が垣間見られた。

同時に、米中 EU の三極間、またそれ以外の国々が、経済的に相互に依存する世界の完全なデカップリング（分断）は非現実的であり、各国は地政学的な安全保障の観点に加えて経済安全保障や先端技術の囲い込みの観点から是々非々の外交を迫られる。

バイデン政権下の米国が国際協調路線に復帰しても、当面この構造に変化はない。また、コロナ禍によって沈んだ経済と増大する債務への対応、民主主義社

¹第二次大戦終結後の地政学的に好転する長期サイクルから悪化するサイクルに転換したとする、イアン・ブレマー氏（ユーラシア・グループ社長）による提唱。

² 企業が主導する規格・標準と政府・国際機関が主導する規制を組み合わせることで経済的インパクトの創出を狙う企業戦略として用いられることも一般的だが、本稿ではその意では用いていない。

会が抱える分断や制度疲労³は、各国・地域をより自国優先的に行動させる潜在リスクとして存在し、世界は引き続き、複雑で不確実な国際秩序の変革期の中にある。世界の覇権と新たな秩序を巡る競争は歴史的に見れば長期化する可能性⁴があり、技術革新による影響も考慮する必要があるが、少なくとも、米中の経済規模が逆転すると目される今後の10年間は、米中EUが各々の優位性を確保すべく鎬を削る、苛烈なものとなる。

このパワーバランスをめぐる競争の中で、日本が自国の安全保障を経済面から担保していくためには、CPTPP（TPP11：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）やRCEP（地域的な包括的経済連携協定）などの経済連携協定を主導することによる多国間のルール形成への戦略的かつ積極的な関与、その国際的な地位を支える国力の基盤となる経済力や技術力の強化が重要な要素となる。

グローバル化と自由主義経済を謳歌する時代は終わりを迎えた。企業経営者は、国家の安全保障が政治力や軍事力だけでは達成できない時代において、国家や社会に対する責任の重さを改めて認識しなければならない。経営者自らが地政学（Geopolitics）に加え、地経学（Goeconomics）、そして経済力を左右する地技学（Geotechnology）の見識を深め、様々な境界条件の中、持続可能性（Sustainability）のみならず競争力（Competitiveness）と強靱性（Resilience）を持ち合わせた経営体を育て上げる必要がある。また、地経学の時代の新たなリスクに対応するさらに深化したコーポレートガバナンスを作り上げることが求められる。

本稿では、不確実性が強まる2020年代において、日本が早急に進めるべき経済安全保障の取組みと、企業経営者の果たすべき役割について検討した。

³ ジョージ・フリードマン（2020）『2020-2030 アメリカ大分断：危機の地政学』早川書房

米国は建国以来80年周期で制度が転換する国体的変化と50年周期で現れる社会経済的变化を経験。80年周期と50年周期の変化が交錯する2020年代の米国は混沌とした10年となると指摘。

⁴ レイ・ダリオ氏（ブリッジウォーター・アソシエーツ共同投資責任者）による指摘。過去500年の歴史で世界の覇権は70-80年周期で交代。

I. 世界の潮流と日本の立ち位置

新型コロナウイルス感染症のパンデミックがもたらした国際社会の不安定性は、パワーバランスの変化をめぐる競争をも加速した。米中二大大国と戦略的な立ち位置を占めようとする EU による、エコノミック・ステイトクラフト（経済的な手段によって地政学的国益を追求する行為。以下 ES）やルール形成競争による国際秩序の変化は長期的な潮流となっている。

米中対立と EU

ペンス米副大統領（当時）が中国に対する関与政策の終了、公正と相互主義を求める姿勢を示した 2018 年以降、米国は戦略的競争相手とみなす中国との対立を、覇権競争における武器（Weaponize）となる通商、情報通信技術の分野を中心に顕在化させた。2020 年 5 月には、米中関係を異なる社会システム間での長期的な戦略的競争と位置づけ、ポンペイオ米 국무長官（当時）は自由民主主義社会に対する中国共産党の脅威に対抗する姿勢を明確にし、米中間の対立は体制間競争にまで拡大した重層的な構造となっている。

背景には、同盟国を持たない中国が活発化させる ES や「一帯一路」を通じた自陣営の形成、技術覇権に係る国家戦略の進展等を念頭に、米国が安全保障のスコープを経済や技術優位性とその基盤の維持に加え、人権や自由・公正等の価値観にまで拡大していることがある。

特に、中長期的に国家の経済力の趨勢を決定する科学技術、中でも AI を中心としたデジタル技術の進歩は、社会への恩恵、産業の伸長のみならず、サイバー攻撃やドローンなどのロボット技術の軍事応用にも飛躍的な進化をもたらしており、データの取得も含め、米国は中国との競争に危機感を抱いている。

バイデン政権は、米国の対中認識や対中安全保障戦略の骨格を前政権から引き継ぎ、戦略的に実行へと移しつつある。米中二大国の対立と競争の継続、長期化は避けられず、その時間軸は数十年単位とも言われる。

EU は、中国による EU 企業買収による技術流出の懸念、新型コロナウイルスへの初期対応や香港、新疆ウイグル自治区での人権問題等から、対中認識を厳しいものに転換⁵した。トランプ政権の米国との関係が停滞した EU は、中国とは経済面、米国とは安全保障面の依存を低減し、自立性向上を目指している。

⁵ 2019 年 3 月に採択された欧州連合の文書において、中国を従来の「戦略的パートナー」から、「共通の目標を有する協力のためのパートナー」、「技術的主導権をめぐる経済的競争相手」、「統治に関する異なるモデルを推進する体制上のライバル」とした。

EU が、自分たちの価値観や利益を脅かす中国の行動への対峙と経済関係の維持の両立に悩み、同盟国・同志国連携を標榜するバイデン政権の米国との協調が容易に進むものではないことを、2020 年末の EU と中国との包括的投資協定大筋合意をめぐる動向⁶が示唆する。

国際ルール形成の変質と自由貿易主義的グローバリゼーションの終焉

米国、EU は対中認識を転換し、中国は西側とは異なる統治システムと文明を持つ存在であり、自国の利益、価値観を守るために、つまり安全保障の観点で伍していくべき競争相手となった。技術力と経済力が安全保障と不可分の現在、地政学的競争は経済分野に二つの変化をもたらした。

ひとつは、国際ルール形成の変質である。西側の価値観を共有する世界を前提としたルール形成は、主に企業が資本効率を追求し、消費者が多様な国・企業の財・サービスを調達できる環境整備、あるいは過度な効率性の追求がもたらす気候変動問題のような外部不経済の解決等を中心に行われ、ソフトパワー強化の手段として、理念的、公共善的な性質が強いものであった。

しかし、経済力が安全保障と結びつく世界におけるルール形成は、自国の安全、経済的繁栄を守る重要な手段として自国の利益を優先する側面を伴うようになる。新型コロナウイルスワクチンも地経学の道具となり、人権尊重を公言してきた EU による域内で製造されたワクチンの域外輸出規制などは、国際機関による途上国へのワクチン分配を妨げ得る状況を作り出している。

また、これまでは世界課題の解決として語られてきた気候変動を巡るルール形成も、自国の国際競争力を得る手段としての様相を呈している。EU が主導するタクソノミーや国境調整措置、カーボンプライシングには、同分野を重視する米国バイデン政権が同調を示す動きを見せており、日本としても原子力や化石燃料の扱いに関するルール形成に参画し、気候変動分野への戦略的資源投入を行っていかねば、日本産業の国際競争力が失われる事態を招きかねない。

もうひとつは、自由貿易主義的なグローバリゼーションの終焉である。国際的な貿易協定を公然と無視する非民主主義的体制を利するとの認識から、1990 年代以降推進されてきたグローバリゼーション⁷は、地政学、地経学上の安全保

⁶ 米国務長官就任前のプリンケン氏が牽制する中、EU・中国が 2020 年末に包括的投資協定に原則合意。

⁷ 『通商白書 2020』（経済産業省）産業革命後のグローバリゼーションは技術進歩により、モノ、アイデア、ヒトの移動制約が克服され「アンバンドリング（分離）」が生じた 3 つの時代に区分される。1)1820-1990 年：輸送技術の発達による生産地と消費地の分離、2)1990-2015 年：通信技術の発達による生産活動の国際分業、タスクの分離、3)2015 年以降：デジタル技術の発達による個人単位での国際分業、タスクの分離

障の名の下に見直されつつあったが、コロナ禍による国境閉鎖と世界経済の急激な落ち込み、それに伴う各国の国内事情がこれを加速させた。

自由貿易の浸透拡大によって一体化された世界において、経済効率性を追求する複雑なグローバルサプライチェーンの脆弱性が露呈し、特定国に供給を過度に依存するリスクが明らかになった。今後もグローバリゼーションが進む分野もあるが、医療用品などの緊急必需物資や半導体などは、安全保障や産業競争力の観点からサプライチェーン強靱化の方向性が志向される。いずれの国も全てのサプライチェーンを自国で賄うことは不可能であり、信頼をベースとした国際連携を通じてブロック化が進み、世界のサプライチェーンは米国、中国、そして EU の政治的な思惑により、斑模様デカップリングが進むと見られる。

格差と分断の拡大

パワーバランスと国際秩序の変化における不確実性を、比較的短期的な要素として高めるのが、民主主義社会に広がる格差と分断、さらには、主要各国の中央銀行による低金利政策がもたらす過剰な流動性と債務の増大である。

民主主義社会に存在する、富裕層に一方的に富を奪われているという国民の不満は、ポピュリズムと自国第一主義の温床となっている。そして、コロナ禍は、富裕層よりも貧困層に対して、より深刻な打撃を与えた。住宅環境や職種に由来する感染リスクのほか、失業リスク、デジタルインフラ、リテラシーの有無などが貧困層の教育・就労機会等に、よりマイナスの影響を与え、将来の格差や分断を拡大し、固定化させる恐れがある。

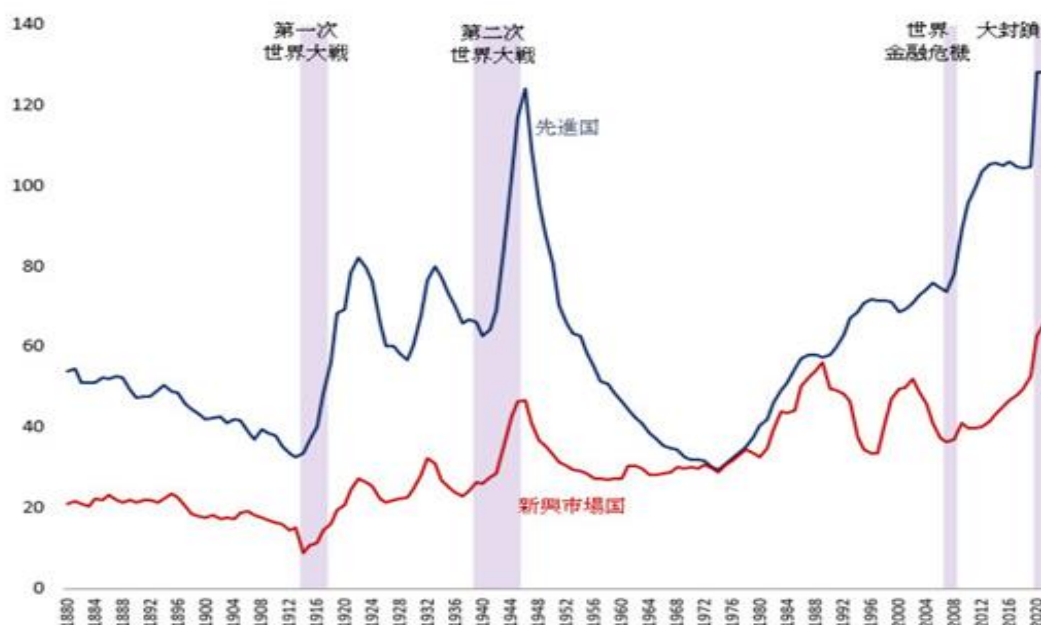
各国が行った金融政策・財政出動の早期決定は、特に米ドルの流動性危機への迅速な対応を可能にした一方、過剰流動性を生み出し、主要な株式市場の時価総額を押し上げ富裕層を利した。世界の政府債務残高合計は第二次大戦後の水準をも超えており（図表 1）、ひとたび中央銀行が制御できない急激なインフレや新興国経済の破綻による信用不安が起きれば、大恐慌の発生や、困窮する国家や国民の不満の暴発によって国際社会が大混乱に陥るリスクとなる。

格差と分断、債務のリスクへの対応には、実体経済の回復と富の再分配が必須である。主要国・地域で経済成長のけん引役と期待されるデジタル、グリーン分野は、自国に有利な国際秩序の形成に向けた主導権争いと経済圏の獲得、技術競争の戦場ともなり得る。

しかし、債務残高と過剰流動性は未曾有の状況であり、解決可能か否かも不透明である。国際社会は 75 年前の不幸の再現を回避する努力をするだろうが、明確なリーダーが存在しない「G ゼロ」の世界で、米国、中国、EU の自国第一の

政策が強まる中、国際秩序が変化する今後の 10 年は、企業経営者にとっては息が抜けない激動の時代となる。

図表 1 世界の公的債務残高推移（対 GDP 比：％）



出所：国際通貨基金

日本の立ち位置

米中、また EU がパワーゲームを展開する世界において日本は、米中二大大国を決定的対立に陥らせないよう、協調可能な領域や課題の形成、パリ協定に類する米中両国が参画できる枠組み作り、“Data Free Flow with Trust”をはじめとした日本の独自の立ち位置が可能にする米中 EU の対話の場づくり等に積極的関与を行う必要がある。一方で、経済面も含めた安全保障という、国の存立基盤に係る点では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、東南アジア・北東アジア地域における経済連携を主導しながら、地経学の競争に能動的に参画していくことが必要である。日本と同様に米中間で方向性を模索する EU、英国等との協力が重要であることは言うまでもない。

米中の覇権争いを日本が仲介する、また両国に伍して日本が主導権を握れるとの幻想を持つべきではないが、領土領海問題を含め日本が「譲れない一線」を明確にし、主張するとともに、日本の役割を提示することは必須である。

バイデン政権下の米国は、外交政策に同盟国・同志国との連携強化を掲げ、首脳会談、高官協議の状況やカート・キャンベル氏の起用などから日米同盟、

アジアの重要性を強く認識していることがうかがえるが、「中産階級のための外交」を掲げるように、社会の分断とコロナ禍からの回復等、内政を重視せざるを得ない状況との両立は容易なものではない。米国のアジア、並びにインド太平洋地域への関与低下は中国を利するとともに、日中関係における日本の交渉力の低下にもつながる。

日本が、高度に自由化し質の高いルールを兼ね備えた CPTPP やバイデン政権の対中政策のベースの一つともなっている自由で開かれたインド太平洋の実現をリードすることは、日米関係においては米国依存から脱却・独立した信頼できる重要な同盟国として、日中関係においては CPTPP 加盟国の中で最大の経済規模、影響力を有する国として、有効な外交カードとなる。

また、デジタル分野やカーボンニュートラルをめぐるルール形成においても、米中 EU の動向や要求への受動的、義務的対応ではなく、自ら選択肢を提示していかなければならない。気候変動分野においても、EU の表面上は理想主義的な、しかし、技術優位性をグローバルビジネスに展開するといった、したたかな経済戦略としてのルールや保護主義的なルールを無条件に受け入れ、日本の利益が損なわれることがあってはならない。官民が連携して日本の優位性を活かし、ビジネスに繋がるカーボンニュートラル実現の“How”を示し、EU を含め各国・地域と協調と競争を織り交ぜながらルール形成に積極的に参画する必要がある。

日本がこれらの外交を展開するためには、国際的地位を支える経済力、技術力、防衛力から成る総合的な国力を一段と強化する必要がある。そのためには、国力の強化を視野に入れた経済安全保障戦略の推進や、技術開発戦略の策定と実行が不可欠である。なにより、あらゆる企業が経済安全保障のステークホルダーとしての立場を認識し、行動をしていかなければならない。

II. 日本の経済安全保障

世界各国で経済安全保障の重要性が増す一方、日本は国家の安全保障と経済的繁栄が必ずしも連結していない稀有な国である。しかし、現在の世界情勢を俯瞰すれば、産学官、すべてのステークホルダーが敗戦国の軛から脱し、世界の規範である「経済の繁栄は国家の安全保障があって初めて成り立つ」という認識を新たにすることが欠かせない。

2020 年 12 月に自由民主党が政府に対し包括的戦略的取り組みを求めて発出した、日本の国の存立と繁栄を、経済面から確保する経済安全保障戦略の策定に向けた提言⁸は重要な意味を持つ。

提言は日本の経済安全保障戦略の基本的考え方として、「戦略的自律性」と「戦略的不可欠性」を備え、同盟国・同志国との連携によって国際秩序の形成を主導する必要性を指摘する。

「戦略的自律性」は国民生活や社会・経済活動の維持に重要なエネルギー、通信、食糧、医療、金融、物流等のインフラ基盤の強靱化を意味する。「戦略的不可欠性」は、国際社会において不可欠な産業の強化、いわゆるバリューチェーンやサプライチェーン上の急所（チョークポイント）を握ることで持続可能な繁栄を確保するものであり、民間企業の活力と努力がより期待される。

日本が、技術力を磨き産業競争力を梃子に経済安全保障の実現を目指すことは理に適う。国力を構成する防衛力、経済力、技術力の内、防衛力に必須の軍事力の増強には財政面や法制面から制約があり、経済力については新興国の成長による相対的な地位低下が長期的には避けがたい。

企業経営者としては、イノベーションを通じた生産性向上、気候変動対策、日本が世界に先行して直面する人口減少、高齢化などの社会課題の解決への貢献、また、その解決に資する先進技術について、機微技術⁹も含め開発への積極的な挑戦が必須である。具体的には人工知能（AI）や量子コンピューター、6G や量子インターネット、量子暗号などの次世代通信技術と大量のデータ分析に係る技術、バイオテクノロジー等医療・防疫に関する技術、それらの基盤となる先端半導体技術等が挙げられる。

⁸ 提言「『経済安全保障戦略策定』に向けて」（自由民主党政務調査会、新国際秩序創造戦略本部、2020 年 12 月 22 日）<https://www.jimin.jp/news/policy/201021.html>

⁹ 武器、また、大量破壊兵器などに転用可能な民生品に係る技術。安全保障に甚大な影響を与え得るため、国際レジームの中で管理され、各国でそれに適した国内法制度（輸出入管理等）を整備し運用される。

「日本の安全保障貿易管理の概要」（経済産業省 HP）<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

米中が覇権を競うこれらの先進技術は、デカップリングする分野でもある。地政学的勢力図の変化、また、パンデミックや自然災害等へのサプライチェーンのリスク耐性も、チョークポイントを握る上では重要な要素となる。

米中両国は、安全保障上問題となる個別企業を狙って規制対象とする、輸出管理に係る法体系や投資規制を整備する。しかし、弾力的な運用、発動を可能にするため、内容や適用基準の解釈は意図的に不透明なものにされている。

加えて、ルールに関する将来の予見性は極めて低い。新しい技術基盤やサプライチェーンの構造、特定国との貿易関係等の見直しが、各国政府機関や安全保障上の機密を取り扱う有資格者によるインテリジェンスコミュニティで、非連続に行われながら、基本的価値観を共有する同志国同士による陣営形成が進む。

日本の経済安全保障としては、こうした動向に対応しながら特に競争が先行するデジタル、グリーンの分野でのルール形成への対応と、国益を損なわない国際ルール形成への能動的関与、その中で戦略的不可欠性を占める機微技術の育成が必須である。この課題に産学官が一体となって取り組まなければならない。企業経営者の視点では、以下の問題意識を持つ。

ルール形成の観点では、日本企業にとって、米中両国の貿易管理令における域外適用も含むルールは、従業員の刑事訴追、場合によっては拘束にも及ぶ可能性があり、単に米中両国の国内事業所でのコンプライアンスという問題では片付けられない課題である。まず、自国民保護のために日本政府はしっかりとした国際交渉をすること、さらには海外規制にも対応した国内の法整備が必要である。

そして、ルールが日本の国益を損なわず、かつ、国際社会に現実解をもたらすものであるよう、日本は実態に即した国際ルール形成に主体的に参画していかなければならない。

また、技術の研究開発やイノベーションの創出は、国内大企業のみで育成することは難しい。民生技術と防衛技術の境界が不明確となる中で、その優位性の維持と脆弱性の解消には、国際連携を含む中小・ベンチャー企業、大学、研究機関との統合的なアプローチを産学が一体となって進め、官がそれを支援することが不可欠である。

企業は、これら日本の経済安全保障を強化していくべく、不透明なルールの中でサプライチェーンに持続可能性、強靱性、柔軟性を具備していく取り組み、先進技術や経済安全保障に関わる事業機会の探索が必要であり、企業のガバナンスやインテリジェンスの強化が新たな経営課題となる。

III. 提言：地経学の時代に日本の取るべき針路

1. 企業経営者は組織文化を抜本的に変革し転換せよ

企業を取り巻く情勢は「非常時」にあるとの認識に立ち、地経学的リスクに能動的な対応を。

- ① リスク感度とインテリジェンスの強化。官民連携を通じ、法令遵守にとどまらず、その背景にある各国政府の懸念を読み取れ
- ② 「ゼロ・トラスト」で、持続可能かつ強靱で安全なサプライチェーンの構築を。経営効率低下をデジタル活用でオフセットせよ
- ③ 地政学、地経学的観点から企業経営の持続可能性、強靱性を評価し、経営に反映するコーポレートガバナンスの深化を目指せ

企業活動を通じて、国の経済力、経済安全保障強化の一端を担う上では、地経学の時代の新たなリスクに能動的に対応すべく、組織文化の変革、転換を進めなければならない。

その大前提として、企業経営者は、コロナ禍の収束後も、1990年代から続いた自由貿易主義的なグローバリズムには戻らず、経済力や先端技術を武器として新たな国際秩序が構築される、「非常時下」の状態が続くとの認識に立つことが必要である。単純に経済合理性や経済的利益を追求する事業経営戦略を策定・実行するという経営では、この「非常時」を乗り切れない。持続可能で、かつ強靱な企業となるには、安全保障問題をタブー視せず、健全な危機感と地経学や地技学への関心を持ち、これらの要素を経営戦略に反映させる必要がある。

1-1. リスク感度とインテリジェンスの強化

特に安全保障に係る先進技術を中心に、ヒト、モノ、情報等、様々な面で今までにない制約を受ける。個別の企業を対象にした予見性の低いES、ルールへの対応は、法令遵守（コンプライアンス）の考えから一歩踏み出し、その背景にある各国政府の懸念を読み取るインテリジェンスの強化やESの手段ともなるサイバー攻撃へのセキュリティ向上と情報管理に取り組む必要がある。重要情報にアクセスする経営陣・従業員の選定とグローバル人事、個人データや大量データの取り扱いとはもとより、財務部門やシステム、IT機器の調達等の社内オペレーションに至るまでアップデートしていかなければならない。

企業単独でのインテリジェンス活動には限界がある。従来は業界団体がロビ

一活動の主体であったが、地理的な境界条件が厳格化していく点を考慮すれば、業界の枠を越え、地域毎の官民コミュニティ内で連携を強化し多層的な情報把握を行うこと、また、インテリジェンスに関わる政府機関と民間企業の人材流動性を高める必要がある。

1-2. ゼロ・トラストでのサプライチェーン強靱化

各国の安全保障的関心から、サプライチェーンが斑模様に分断され、米中二大陣営にデカップリングが進行する世界においては、企業は経済効率を多少犠牲にしても、持続可能かつ強靱で柔軟なサプライチェーンを築いていかなければならない。サプライチェーンについては、今般の新型コロナウイルスで露呈した感染症のパンデミック、自然災害、そして今後は気候変動対応に関しても企業のリスク要素として組み込み、そのリスクへの強靱性を高める必要がある。

サプライチェーンが自律的に「分散」されながら「安全・信頼」が確保され、有事に「代替可能」とするためには、サイバーセキュリティを強化し、各サプライヤーとの取引や社内プロセスのセキュリティもコンプライアンス遵守で充分とせず、「ゼロ・トラスト」、いわば性悪説的に構築していく必要がある。

当然、こうしたサプライチェーンの強靱化には、ファイアウォールで隔離された地域毎に異なる複数の経営システムの運営等を伴い、経営効率の低下が免れない。これらの分散化と経営効率の低下を補う手段として、量子暗号技術やブロックチェーン等の効率的なセキュリティシステムの導入、業務オペレーションのデジタル化 (Digitalization) や、地域毎に異なるニーズに応えながら付加価値の向上 (Regionalization) を実現するデジタル変革 (DX: Digital Transformation) を推進していかなければならない。

1-3. コーポレートガバナンスの深化

以上の視点を経営戦略の策定や経営システム、意思決定に反映すべく、企業はガバナンスを深化させる必要がある。現在起きている国際秩序の変化や国際ルール形成の変化に対応し、官との連携においてセキュリティ面の信頼性を担保していくには、情報の取得、意思決定における国籍、地理的な多様性を確保しながら、次に挙げるような機能を果たすガバナンス体制を、個々の企業が築いていく必要がある。その際、日本国内だけの議論や意思決定では地政学的リスクには対応できないことを認識しなければならない。

- 先進技術を含む地政学的、地経学的リスク及びその低減策の議論
- 機微技術に関する米英 EU レベルの情報管理体制、サイバーセキュリティの構築（経営陣、機微技術に係る従業員のバックグラウンドチェックを含む）
- デカップリングが進む世界における供給網を含む当該企業の強靱性の評価
- 強靱化のコストを補う手段としての当該企業のデジタル化（オペレーションの効率化）と DX 推進（新しいビジネスモデルの創出）の監視
- 当該企業の地球温暖化対策などの持続可能性対策の評価及び検討

2. 国益に資する国際ルール形成への能動的関与を

デジタル、グリーンを中心に、日本の実態に即し、国益に適う国際ルールの形成を、多国間連携により実現すべし。

政府への要請

- ① 先進技術の社会実装による実践例の蓄積を推進し、説得力ある発信を
- ② 国家安全保障局経済班の体制を強化し、国際連携の基盤となる米英 EU と同等のセキュリティレベル、特にサイバーセキュリティの強化を推進
- ③ ルール形成とその背景にある戦略に関する官民での深いレベルの議論の場とセキュリティ・クリアランス制度の設立

企業経営者の行動

- ④ ルール形成競争の本質とリスクを理解し、個別事例には関係省庁と緊密に連携しながら対処

国際的なルール形成は、地球や人類の未来など公共善のために負担を分担するものというよりも、自国の利害得失や安全保障の観点を伴う地経学的手段として用いられることが増えてきた。気候変動対策などのグローバル・コモンズも同様であり、地理や気候などの再生エネルギーに関する資源ポテンシャル、ビジネス環境が日本とまったく異なる EU 主導のルールは、企業活動の将来リスクとなる懸念もある。

デジタル、グリーン分野を中心に地経学的手段としての国際的ルール形成が今後も様々に進むことが予想され、日本も能動的にルールを描き、多国間連携を通じて主導するような関与が必要である。

2-1. 政府への要請

日本が世界のルール形成を主導するには、他国に対して説得力を持つ実践例として、数多くの先進技術を社会実装することが有効である。特に、AI の能力は企業の競争力だけではなく、国力そのものとなる。

世界第3位の経済規模を有しながらも狭小で稠密な日本の地理的特徴、さらには課題先進国という特徴を活かして5G通信や量子暗号技術などの安全なデータ流通環境等、「21世紀の公共財」を世界に先駆けて提供し、先進技術のテストベッドとなることで実践例を蓄積し、テクノロジーとデータのガバナンスを含む世界のルール形成において発言力を持つことも可能である。

国にはヒトやカネを呼び込む規制緩和や通信インフラへの投資といった、社会実装のテストベッドの早期実現・提供を支援する役割が求められる。

機微技術を含む先進技術の開発競争とルール形成への関与には、民主主義の価値観を共有する米英EU等との連携が欠かせず、その基盤として日本の法制度と体制が、米英EUと比して十分なセキュリティレベルにあることが求められる。

中でもサイバーセキュリティは、金融、医療、エネルギー、物流、通信などの重要インフラの保全、機微技術の開発など、現代の安全保障における重要基盤であり、日本の喫緊の課題である。政府は、内閣サイバーセキュリティセンターによる省庁間のサイバーセキュリティ方針の調整にとどまらず、国家安全保障局経済班の体制を、民間人の登用も含めてさらに強化しながら、サイバー攻撃への対応（防御、検知、分析、対処）実務の一元化を進めるとともに、サイバーセキュリティの一貫した人材教育プログラムの策定と、量子通信、量子暗号等、先進技術への再投資を可能にする産業育成のエコシステムの形成が必要である。

その上で、日本の法制度や体制整備のバックボーンともなるべき戦略、また、実態に即した望ましいルールのあり方を検討していくためには、インテリジェンス機関も含めた官民一体の議論が不可欠である。国際サプライチェーンの再構築、デジタル変革、半導体産業や機微技術の育成、カーボンニュートラルの実現等に向けた日本の戦略と国益に適う国際ルールの策定には、企業の実践に基づく知見や諸外国の動向が日本企業にもたらすリスク等を加味する必要がある。こうした過程では、機密性の高い情報の交換と議論も必要となる。サイバーセキュリティ協議会¹⁰のように、強い守秘義務を負う少数の人材を特定することが有効である。事業においても経済安全保障の観点が必要になっていくことも考慮すれば、セキュリティ・クリアランス制度¹¹の導入は検討に値する。

¹⁰サイバーセキュリティに関する施策の推進に必要な協議を行う。構成員同士の情報共有のため、遵守事項を法定化するほか、罰則を規定された強い守秘義務を負う少数の有志によるタスクフォース内に限定し未確認の分析内容等の情報交換を行う。

https://www.nisc.go.jp/conference/cs/kyogikai/pdf/kyogikai_gaiyou_kanryaku.pdf

¹¹ 保護すべき機密情報を政府が指定し、これを悪用しない人物にアクセスを限定するために政府がバックグラウンドを評価し承認する信用資格制度

2-2. 企業経営者の行動

企業が積極的な投資によってサイバーセキュリティを強化するエコシステムの一端を担い、セキュリティ向上に努めることが必要である。

また、ルール形成競争への対応には、官民の連動した行動が重要である。企業がルール形成競争の本質とリスクを理解し、日頃から個別事例について経産省等の関係省庁と緊密に相談、連携して対処していくことも同様に重要である。経済同友会からも企業に対し、速やかな対応省庁への相談を推奨していく。

3. 産学官の「安全保障」再定義：一枚岩で世界と向き合い機微技術育成を

防衛技術の研究開発をタブー視せずイノベーションの国際連携に参画せよ。
地技学上の重要技術に産学官の資源を集め、民生・防衛分野の相互作用を。

政府への要請

- ① 国家安全保障局が司令塔となり、防衛省の伝統的安全保障と経産省、文科省、総務省等による経済安全保障分野からの技術支援に横串を
- ② 秘密研究、秘密特許制度を導入し、資源配分の戦略的意図や、機微技術の開発を担う中小規模の企業が有する機微技術を秘匿
- ③ 米英 EU 等との緊密な情報共有に基づき、機微技術の認識、対応について研究機関に適確な情報を提供
- ④ 経済安全保障が、日本の競争力強化と、よりよい未来社会に繋がる戦略であることを国民に示し、広義の安全保障認識を醸成

学术界への要請

- ⑤ 防衛技術の研究開発をタブー視せず、研究者が自らの判断により機微技術の研究を行える環境を政府と協力し、整備

企業経営者の行動

- ⑥ 機微技術の洗い出し、その保有企業と政府の対話に積極的役割を

民生技術と防衛技術の境界が曖昧になる中、今後も米中の技術覇権競争は、民間から軍事に転用可能な技術を主な舞台として行われ、軍事から民間に技術が展開されることで産業競争力が強化されるケースが増えてくる。

日本が先進国の地位にとどまるためには、産学官のいずれの階層においても民生技術と防衛技術の距離を縮めることが必要である。日本の科学技術がこれまで安全保障と距離を保つことが可能であったのは、同盟国の米国が軍事技術で世界を圧倒し、伝統的安全保障の技術と民生技術の境界が比較的明確であった状況がある。そうした時代が終わった今、日本の産官学界のいずれもが、認識

と姿勢を改めた上で、技術開発の国際連携に参画していかなければならない。

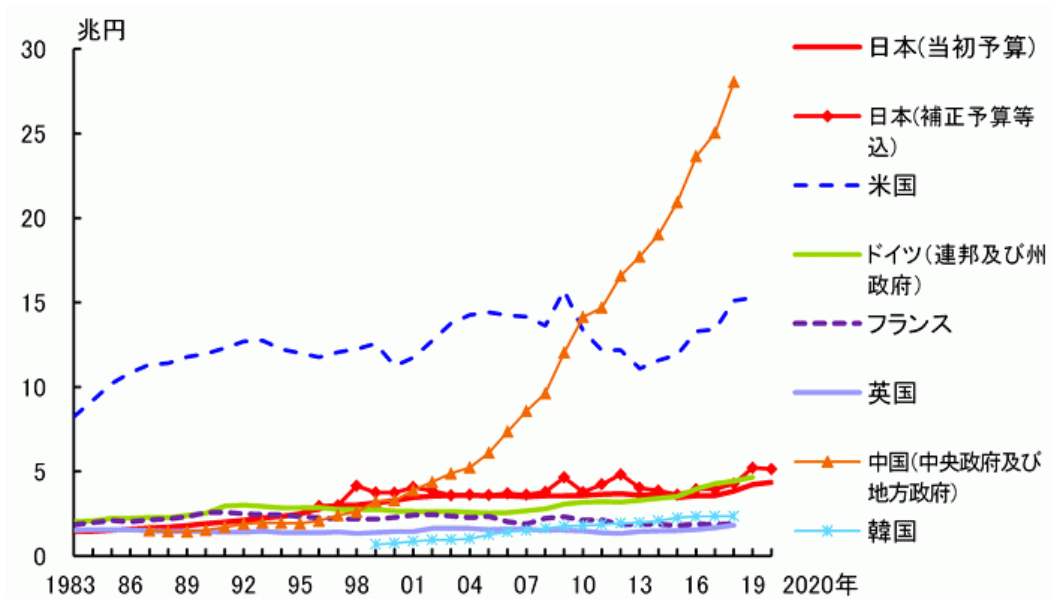
世界各国では従来から、科学技術の発展の牽引役として防衛分野の存在は大きく、政府資金が民間にも提供される。米国では国防総省予算約 80 兆円の内、10 兆円程度が技術開発に費やされる。米国の DARPA¹²は数々のイノベーションを生み出してきたほか、生物化学兵器への危機感からワクチン開発を目的にバイオ企業に資金を投じ、有事に備えていた。

一方、日本の公的研究開発予算は米中に比べて限られており(図表 2)、科学技術予算約 4.1 兆円の内、防衛省への配分は 1,100 億円に過ぎない¹³。また、安全保障を担う防衛省と学术界、産業界の関係が必ずしも密接でなく、安全保障の観点からのイノベーションや機微技術が生まれにくい。新型コロナウイルスワクチン開発における日本の遅れは、こうした状況が招く国難の事例ともいえる。

地技学的に重要な先進技術の国際競争力を高めることは、伝統的防衛産業とは異なる意味で、国を守る防衛技術、国家の安全保障として極めて重要である。

図表 2 主要国政府の科学技術予算推移

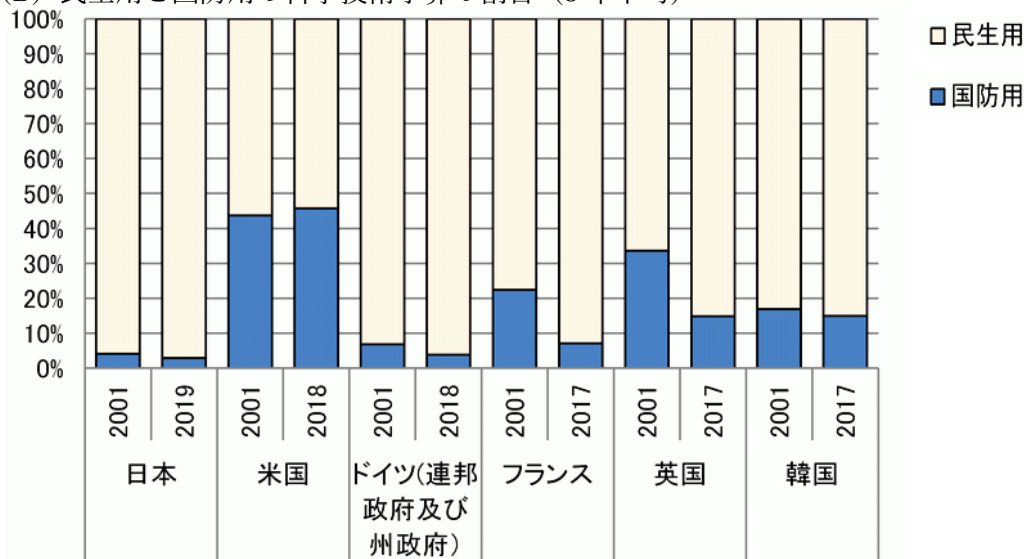
(A) 科学技術予算総額 (OECD 購買力平価換算) 推移



¹² 米国防高等研究計画局 (Defense Advanced Research Projects Agency)。軍隊使用のための新技術開発および研究を行う米国防総省の機関。インターネットの原型や GPS を開発した。

¹³ 科学技術関係予算令和 3 年度当初予算案 (内閣府) <https://www8.cao.go.jp/cstp/budget/r3yosan.pdf>

(B) 民生用と国防用の科学技術予算の割合（3年平均）



出所：「科学技術指標 2020」文部科学省科学技術・学術政策研究所

3-1. 政府への要請

政府は、経済安全保障の観点で研究開発全体を俯瞰し、地技学の観点から戦略的に集中分野を見定め、産学官の資金とナレッジの相互提供を促すことが必要である。

内閣官房（国家安全保障局）の指揮のもと、防衛省の関与は狭義の安全保障、すなわち国防能力に直接資する兵器技術等の開発に限定しながら、広義の安全保障については、経産省、文部科学省、総務省等を通じた戦略的支援を行い、防衛技術と民生技術が遮断されないようにすること、その背景にある戦略的意図を諸外国に悟られないように配慮することが重要である。

そのためには、諸外国では一般的な秘密研究や秘密特許制度を導入し、重要な機微技術が秘匿される必要がある。

また、機微技術の流出防止のための「管理」の側面ばかりを強調し、民間分野を過度に委縮させることは避けなければならない。

経済安全保障を巡る国際情勢は刻々と変化していく。軍事研究の該非判定を研究者自身や研究機関に期待し、抽象的に技術流出を問題視するのでは、研究側の負担を増すばかりである。

機微技術の管理、育成、双方の観点から、研究機関と政府との緊密な相談を促していく必要がある。経産省や文科省、法務省、公安調査庁等のインテリジェンス機関が窓口となり、米英 EU 等と共有する最新の情報に基づいて、機微技術になり得るかの認識や必要な対応について情報を提供することが必要である。

そして、民間分野の関与を後押しし、経済資源の有効活用を推進すべく、与野党を問わず政治家や国民など国家を構成するステークホルダーに対し、機微技術の育成が日本の競争力強化、よりよい未来社会に還元される全体図を丁寧に示しながら、広義の安全保障である経済安全保障に関する認識の醸成に取り組むことを望む。

3-2. 学术界への要請

学术界においても、国際秩序と安全保障の概念の変化とともに民生用に開発した技術も防衛に転用される可能性のあることを認識した上で、防衛技術の研究開発に対するタブー視を改め、「建設的関与」へと転換することが必要である。

政府の研究予算配分の諮問を受ける日本学術会議は、防衛省が2015年に軍事技術の基礎研究に資金提供を開始したことに反対の声明を発出し、各研究機関に軍事的安全保障研究の適切性を審査する制度の設置を求めたが、そのフォローアップからも各研究機関での適切性の判断が容易でないことがうかがえる¹⁴。

研究者が自らの意思と判断によって、機微技術の研究に携わることが可能となるよう、特定の応用分野を過度に制約せず、適切な情報および相談窓口にアクセスができるよう、政府と協力しネットワークの整備に努める必要がある。

3-3. 企業経営者の行動

日本の防衛予算¹⁵、科学技術予算が米中に大きく劣る状況を考えれば、企業を中心となって多くの機微技術を握るのは国家戦略上、重要な選択肢である。機微技術は必ずしも顕在化した市場が大きくなく、スタートアップを含む比較的中規模もしくは小規模の企業が有していることが多い。経済同友会がこうした企業と政府の対話の架け橋となり、重要技術の洗い出しに役割を果たすとともに、政府にこのような企業の積極的な開発支援を促していくことが重要である。

本会としても、変化し続ける世界情勢を見据え、企業の体質強靱化、日本の経済安全保障に係る政策立案やイノベーションのための産学官連携に向けた意見発信を続け、ステークホルダーの認識深化、行動変容を喚起していく。

¹⁴ 報告「『軍事的安全保障研究に関する声明』への研究機関・学協会の対応と論点」日本学術会議（2020年8月4日）<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-h200804.pdf>

¹⁵ 米国約80兆円（2021年度予算）、中国約22兆円（2021年度予算）、日本約5兆円（2021年度予算）

おわりに

本稿では、国際秩序が大きく転換する中で重要度を増す経済安全保障の観点から、日本の取るべき方向性と企業経営者に求められる行動について検討した。

企業経営者は、「時代は変わった」ことを強く意識する必要がある。また、新型コロナウイルスについてはワクチンの開発及び接種の浸透によって収束への糸口は見えたものの、ワクチン接種が進んだとしても人はコロナ以前の行動に戻ることは無く、すべての企業において経営の前提条件は大きく変化している。そしてその変化は一時的ではなく、不可逆的なものである。

明確なリーダーが存在しない「Gゼロ」の世界において、米中そしてEUを加えて繰り広げられるパワーゲームが引き起こす国際秩序の変化や、中国がその経済力を用いてアジアやアフリカにおいて繰り広げる力の外交は、日本及び日本企業を一瞬たりとも油断できない状況に引き込んでいる。

日本が置かれている立場は「非常時」であると認識し、持続可能 (Sustainable) だけではなく強靱さ (Resilience) を持つ経営を追求していく必要があるとの認識を強くしなければならない。デジタル技術の重要性がコロナ禍で再認識されたが、企業のデジタル変革は待ったなしである。

このような状況は世界の新しい秩序が形成されるまで続き、現在を長期的な転換点の始まりとして覚悟をする必要がある。少なくとも、2020年代の企業を取り巻く環境は、ボラティリティが高く、予測することは難しい。常に地政学的、地経学的、地技学的な関心を持って注視し、企業として変化を続けていかなければならない。企業にとってのリスクは多層化し、かつこれらの変化に対応していくためにも、組織文化の変革は必須である。

米バイデン政権の同盟国連携政策や米中対立の今後、総額 1.9 兆米ドル規模の追加経済対策や米連邦準備理事会政策金利の金融緩和継続が、真に中間層を助ける結果となるのか、また、EUの外交・安全保障戦略の進展については、本稿執筆の時点では緒に就いたばかりであり、予断を許さない。また、本稿での考察は、マクロの潮流からの示唆であるが、コロナ禍において急速に進んだ個社や個人といったミクロの変化が国際情勢にもたらす影響について十分に織り込めていない。ライフスタイルの変化やデジタル化がもたらす事業機会は、産業競争力、戦略的不可欠性にもつながり得る。また、デジタル技術の進展により個人単

位での国際分業、グローバル化が進めば、格差や労働力の需給ギャップ拡大など、社会の安定性に影響する可能性もある。

産学官が一体となってこうした問題意識を共有し、日本の経済安全保障に係る議論と行動に関与し続けることが必要であることは論を俟たない。日本の企業経営者は、世界の企業経営者との交流を深め、債務が積み上がった世界の経済が調整局面を迎えても、世界大恐慌や世界大戦に陥らないように、政治との補完関係を保ちながら、国際協力を作り上げる努力をしていかななくてはならない。

以上

参考資料 各国・地域の経済安全保障政策の動向

米国

国防授權法 2019（NDAA2019）が転機となり、研究開発段階までもを含む機微技術の管理や外国勢力排除のための体系が強化された。規制対象企業を定めるエンティティ・リストも安全保障のスコープ拡大に対応し、機微技術から基本的人権、民主主義の侵害等へ順次拡大している。

一連の対応により、対象企業を絞り、個別企業を追い込んでいくための規制体系が整備され、輸出規制法（ECRA）の直接製品規制¹⁶によるファーウェイに対する先端半導体供給規制は、日本国内の半導体メーカーにも影響を与えた。

NDAAに加え、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく大統領令が経済安全保障政策を規定する。国の安全を脅かす脅威の主体の変遷に伴い、その適用対象や理由は、国やテロリスト等の非国家から企業へ、軍事的脅威からサイバー、人権等の非軍事的脅威へと拡大している。

既に整備された規制の範囲内で、大統領や行政機関が議会の介入を経ず規制対象を拡大することが可能。規制の強化に止まらず、運用の厳格化、法執行の強化によっても抑止力の発揮を企図する。対中輸出管理の厳格化が求められる技術情報¹⁷の管理に関して、米国外の民間企業であっても米商務省国立標準技術研究所（NIST）が定めるサイバーセキュリティのガイドラインに準拠していなければ、様々な産業のサプライチェーンから排除される可能性があるなど、情報管理や内部監査体制の未整備は経営リスクになりかねない。

技術開発、産業振興の面では、NDAA2019 では過去 9 年間で最大規模の国防予算が AI、量子技術、サイバー、宇宙等の最先端技術の研究開発に充てられた。NDAA2021 では半導体産業の補助金等の支援が打ち出され、自国内に技術・サプライチェーンを囲い込む動きが今後も続く可能性がある。技術優位の確保、米国

¹⁶ 米国の再輸出規制の一種で、2つのパターンのもので特定仕向地に向けた輸出が対象となる。

1) 米国原産の技術、ソフトウェアを直接（大部分）使用して米国外で作られた製品

2) 米国外のプラントで米国製の主要設備から直接作られた製品

デミニスルール（米国原産品が 25%超含まれている外国で作られた製品の再輸出規制）とは異なる。

¹⁷ CUI(Controlled Unclassified Information; 機密情報そのものではないが、これらを広範囲に集めれば機密が特定される可能性がある情報)。自動車業界の試験走行データ、電力業界の燃料輸送ルートや設備情報、ヘルスケア業界の健康診断記録等も該当する。

の国内だけでは賄えないサプライチェーンの補完など、同盟国・同志国と連携すべき部分では、輸出管理や投資管理において一定の要件を満たす国と協調する方針が示されている。

図表 3 米国の経済安全保障関連規則

制限対象		NDAA2019	IEEPA	その他
技術・財・データ	出	輸出管理改革法 (ECRA)	CUI 管理標準義務化 TikTok、WeChat 配信停止	
	入	政府調達制限	ICT サプライチェーンの保護	クリーンネットワーク・プログラム ¹⁸
資本	出		人民解放軍関連企業への投資制限・上場廃止	
	入	外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA)		
人材	出			外国政府人材獲得プログラムに関する規則
	入			チャイナ・イニシアチブ ¹⁹ ビザ発給審査の厳格化

出所：日本経済新聞、みずほグローバルニュースより経済同友会事務局作成

¹⁸ 2020 年 8 月ポンペイオ米国務長官（当時）が公表。5G 機器、通信事業、アプリ、アプリストア、クラウドサービス、海底ケーブルの分野から信用できない事業者を排除する構想。

¹⁹ 2018 年 11 月セッションズ米司法長官（当時）が、中国による米国の情報窃取や経済スパイ活動に対処することを目的として立ち上げた米連邦捜査局との合同チーム。

中国

輸出管理に関する規制体系は、米国と相似をなす形で機微技術の指定や法整備が進んでいる。みなし輸出規制など、具体的運用に不透明な部分が多い点は各国企業の懸念となっている。

その狙い²⁰は、中国の安全保障に係る分野で、コントロール可能な、安全で信頼できる国内サプライチェーンを構築するとともに、キラー技術を育成し、世界のサプライチェーンの対中依存強化を通じて外国に対する反撃・抑止力の形成を志向するものとみられる。

加えて、第14次五ヶ年計画で内需主導の経済成長への転換も示しており、米国との対立姿勢をさらに強硬なものにしながら、この方針の下で輸出管理法等の制度運用、量子研究開発や半導体産業の支援、高度人材のリクルーティングが進む可能性がある。

中国も米国同様に、制度体系の整備・成立を済ませ、発動が可能な状況にある。企業としては、データ関連法案や輸出管理法の域外適用、現時点（2021年2月末時点）で指定企業・国が非公表の「信頼できない実体リスト」が突然発動される可能性がある。

図表 4 中国の経済安全保障関連規則

制限対象		中国	米国
技術・財・データ	出	輸出管理法、輸出禁止・輸出制限技術リスト、信頼できない実体リスト、データ関連法令	輸出管理改革法(ECRA)、CUI管理標準義務化、TikTok、WeChat配信停止
	入	輸出管理法	政府調達制限、ICTサプライチェーンの保護
資本	出		人民解放軍関連企業への投資制限・上場廃止
	入	外商投資安全審査弁法	外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)

出所：日本経済新聞、JETRO資料より経済同友会事務局作成

欧州等

国際連携に対してオープンであった高等教育機関や研究機関等のアカデミアや対内直接投資に対する外国勢力の干渉に関心が高まっている。2020年2月、欧州委員会は対応に向けた包括的アプローチの必要性に言及し、ガイドラインを作成したほか、対内直接投資の審査等の強化を通じ、健康を含む安全保障や公

²⁰ 2020年4月共産党中央財形委員会における習近平主席講話より

的秩序のリスクにつながる事業主体、インフラ、技術が外国勢力に獲得されることや支配下に置かれることへの対応を加盟国に要請した。

2020 年中には英、仏、独、伊等の主要国での対応強化、スロベニアでの法令整備が行われ、チェコやアイルランドなど複数の EU 加盟国で同制度の導入に向けた議論が進んでいる。コロナ禍を経た欧州および英連邦諸国では 5G 調達からのファーウェイ排除が相次いだ。

人権抑圧を理由とする輸出管理規制や不公正な競争に対する追加関税の発動等、経済安全保障政策の範囲に普遍的価値観が含まれる点は、米国同様である。2020 年末に中国との包括的投資協定が大筋合意に至ったが、欧州議会内に存在する、新疆ウイグル自治区や香港をめぐる中国政府の強権的姿勢に対する批判が、正式発効に向けた曲折を招く可能性が指摘されている。

経済と安全保障を一体と捉えた産業政策の動きは欧州でも見られ、ドイツでは自動車産業や化学産業、環境保全技術、3D プリンター等の同国が強みを持つ業種・企業に対し、フランスでも製造業デジタル化や AI の研究開発に対する政府支援政策が打ち出されている。

図表 5 各国・地域の機微技術の指定範囲

米国 (機微・新興技術国家戦略)	中国 (輸出禁止・輸出制限技術リスト※抜粋)	欧州 (対内直接投資審査規則)
先進コンピュータ	スーパーコンピュータ	
先進通常兵器	海上島嶼利用・安全保障専用設備技術	防衛技術
先進ソフトウェア素材		
先進製造技術(3D プリンタ/ロボティクス)	3D プリンタ、ロボット	ロボティクス
先進センシング	センサー	
航空ソフトウェア技術	航空機ソフトウェア	
農業技術	食糧安全保障(農漁業等)	食糧安全保障
人工知能(AI)、自律システム	AI 相互インターフェイス技術	AI
バイオテクノロジー	バイオ医薬品製造技術	バイオテクノロジー
CBRN 対応技術	無人機技術	
コミュニケーション・ネットワーク技術	ネットワークセキュリティ	サイバーセキュリティ
データサイエンス・ストレージ		
ブロックチェーン技術	情報防衛技術	
エネルギー技術	大型電力設備設計技術	エネルギー貯蔵
ヒューマン・マシン・インターフェイス		
医療・公衆衛生技術	薬物製造、医療用診断機器・設備	
量子科学	暗号安全技術	量子技術
半導体・マイクロエレクトロニクス	集積回路、電子素子	半導体
宇宙技術	宇宙船トラッキング、衛星データ暗号化技術等	航空・宇宙、防衛

出所：経済産業省、JETRO 資料より経済同友会事務局作成

日本

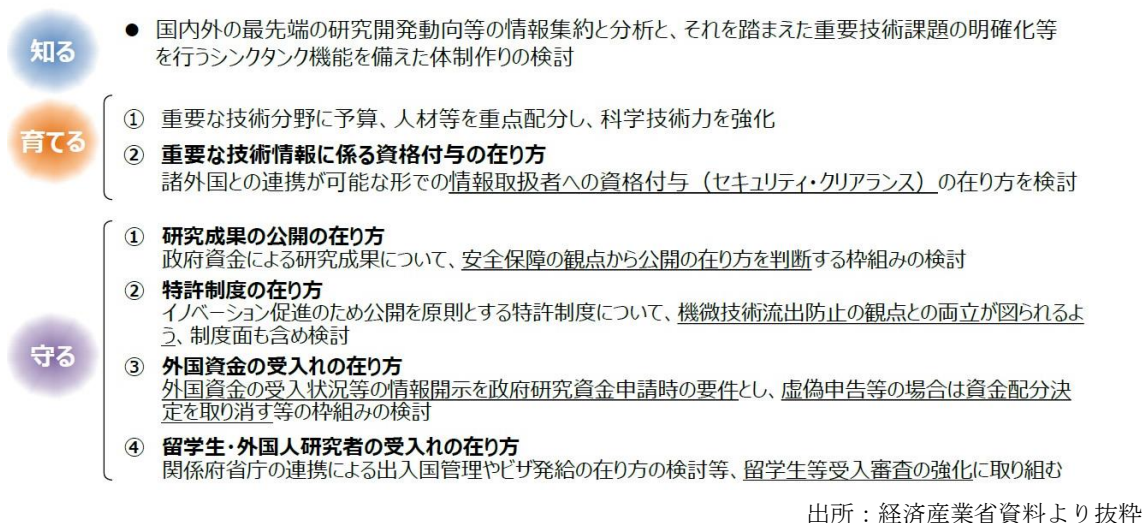
従来、外為法に基づく資本取引および貿易の管理が安全保障の中心であったが、安全保障の視点は、将来的な技術・産業優位性の確保へと拡大している。カーボンニュートラルの実現、エネルギー基本計画についても、同様の視点で検討される。

具体的な法改正や制度整備は、『統合イノベーション戦略 2020』、自由民主党新国際秩序形成戦略本部の提言を基に進められる。経済と安全保障が不可分な領域である機微技術に関しては、その優位性の維持と脆弱性の解消に国際連携を含む統合的なアプローチが不可欠であるため、日本の経済安全保障政策のスコープや体制は、米欧とも歩調を合わせたものとなる。

日本においても管理対象が製品化された財から技術へと管理対象が拡大することで、大企業のみならず大学・研究機関や中小・ベンチャー企業においても意識と対応の転換を迫られる。

『統合イノベーション戦略 2020』、『経済安全保障戦略策定』に向けて」の中では、日本が強化すべき重要技術として、AI、バイオテクノロジー、量子技術、先端半導体等が挙げられる。それらの技術の応用分野には、防災・防疫・防衛に関するシンクタンク機能、環境エネルギー、健康・医療、宇宙、食糧・農林水産業等の課題解決へのソリューションが想定される。

図表 6 統合イノベーション戦略 2020 の主なポイント



2021年4月現在

2020 年度 国際問題委員会

(敬称略)

委員長

小 柴 満 信 (J S R 取締役会長)
平 子 裕 志 (全日本空輸 取締役社長)

副委員長

今 村 卓 (丸紅 執行役員)
ステファン・ジヌー (エアバス・ジャパン 取締役社長)
菅 原 郁 郎 (トヨタ自動車 取締役)
須之部 潔 (住友商事 顧問)
津 上 晃 寿 (キヤノントッキ 取締役会長兼CEO)
藤 田 研 一 (ケーブリック 代表)
藤 本 昌 義 (双日 取締役社長)

委員

相 原 輝 夫 (ファインデックス 取締役社長)
アキレス 美知子 (S A P ジャパン 特別顧問)
浅 井 勇 介 (ナットウエスト・マーケット証券 取締役社長)
浅 沼 章 之 (浅沼組 執行役員)
芦 田 邦 弘 (Ashida Consulting Co. 取締役社長)
足 達 則 史 (電通 執行役員)
穴 山 眞 (日本政策投資銀行 取締役常務執行役員)
飯 塚 哲 哉 (ザインエレクトロニクス 取締役会長)
池 田 潤一郎 (商船三井 取締役社長)

池 谷 望	(ケマーズ 取締役社長)
石 井 直	(電通グループ 顧問)
石 田 茂	(電通グループ 電通ジャパンネットワーク執行役員)
石 田 康 明	(東京スター銀行 代表執行役常務)
石 塚 達 郎	(日立製作所 アドバイザー)
井 出 達 也	(フジタ 取締役常務執行役員)
伊 藤 秀 俊	(アプロテック 取締役社長)
伊 藤 文 子	(イトーキ 参与)
稲 葉 俊 人	(横浜駅前ビルディング 常務取締役)
稲 葉 延 雄	(リコー 取締役会議長)
井 上 雅 彦	(有限責任監査法人トーマツ 執行役)
入 江 仁 之	(アイ&カンパニー 取締役社長)
岩 井 睦 雄	(日本たばこ産業 取締役副会長)
岩 崎 俊 博	(T. IWASAKI 取締役社長)
岩 本 敏 男	(N T Tデータ 相談役)
ヴィースホイ 弘貴	(メッツラー・アセット・マネジメント 取締役副社長)
植 草 弘	(戸田建設 取締役常務執行役員)
宇 治 則 孝	(第一三共／横河電機 社外取締役)
薄 井 充 裕	(新むつ小川原 取締役社長)
碓 井 稔	(セイコーエプソン 取締役会長)
内 永 ゆか子	(J－W i n 理事長)
有 働 隆 登	(S O M P Oホールディングス 執行役)
姥 貝 卓 美	(三菱ケミカル 名誉顧問)

浦 田 晴 之	(オリックス銀行 取締役会長)
栄 森 剛 志	(住友生命保険 執行役常務)
大 石 圭 子	(シミックホールディングス 取締役社長執行役員ＣＯＯ)
大 岡 哲	(大岡記念財団 理事長)
大 賀 昭 雄	(東通産業 取締役社長)
大河原 愛 子	(デルソーレ 取締役会長)
大久保 和 孝	(大久保アソシエイツ 取締役社長)
大 越 いづみ	(電通グループ 取締役 監査等委員)
大 島 眞 彦	(三井住友銀行 取締役副頭取)
大 西 賢	(商船三井 取締役)
大間知 慎一郎	(三井物産 取締役副社長執行役員)
岡 昌 志	(ソニーフィナンシャルホールディングス 取締役社長ＣＥＯ)
岡 田 晃	(ＡＮＡ総合研究所 顧問)
尾 崎 弘 之	(パワーソリューションズ 取締役)
小 野 俊 彦	(東栄電化工業 取締役会長)
小 野 傑	(西村あさひ法律事務所 オブカウンセル)
小 幡 尚 孝	(三菱ＨＣキャピタル 特別顧問)
梶 山 啓 介	(識学 取締役副社長)
片 岡 丈 治	(片岡物産 取締役会長)
片 倉 正 美	(ＥＹ新日本有限責任監査法人 理事長)
加 藤 奂	(京王電鉄 相談役)
金 尾 幸 生	(帝国ホテル 取締役 常務執行役員)
金 子 明 夫	(東京アールアンドデー 相談役)

釜 井 節 生	(電通国際情報サービス 顧問)
蒲 野 宏 之	(蒲野綜合法律事務所 代表弁護士)
鴨 居 達 哉	(アビームコンサルティング 取締役社長)
河 合 良 秋	(キャピタル アドバイザーズ グループ 議長)
川 崎 弘 一	(J S R 取締役専務執行役員)
川 島 健 資	(Teach For Japan 理事)
河 田 正 也	(日清紡ホールディングス 取締役会長)
川 名 浩 一	(レノバ 社外取締役)
川 橋 信 夫	(J S R 取締役社長兼COO)
河 原 茂 晴	(河原アソシエイツ 代表 公認会計士 (日本ならびに米国))
河 村 肇	(丸紅 専務執行役員)
川 村 喜 久	(D I Cグラフィックス 取締役会長)
木 川 眞	(ヤマトホールディングス 特別顧問)
菊 地 麻緒子	(日立建機 取締役)
木 崎 重 雄	(キザキ・エンタープライズ 代表取締役)
北 地 達 明	
木 下 信 行	(東京金融取引所 取締役社長)
木 村 浩一郎	(P w C J a p a n 代表執行役)
行 天 豊 雄	(三菱UFJ銀行 名誉顧問)
清 原 健	(清原国際法律事務所 代表弁護士)
桐 原 敏 郎	(日本テクニカルシステム 取締役社長)
日 下 一 正	(国際経済交流財団 会長)
熊 谷 亮 丸	(大和総研 副理事長 兼 専務取締役)

熊谷 匡史	(日本政策投資銀行 常務執行役員)
藏原文秋	(シティグループ証券 取締役会長)
桑原 祐	(マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン シニアパートナー)
小井土 慶太	(日本レロイ 取締役社長)
高坂 節三	(日本漢字能力検定協会 代表理事 会長兼理事長)
高乗 正行	(チップワンストップ 取締役社長)
好田 二郎	(エアバス・ジャパン 執行役員)
神津 多可思	(リコー経済社会研究所 所長)
児玉 哲哉	(パークレイズ証券 アジア太平洋地域副会長)
五嶋 賢二	(富士電機 執行役員)
小林 いずみ	(ANAホールディングス 社外取締役)
小林 珠恵	(アクセンチュア 常務執行役員 シニア・マネジング・ディレクター)
三枝 則生	(三菱商事 常務執行役員)
齋藤 真一	(農中信託銀行 取締役会長)
酒井 重人	(グッゲンハイム パートナース 取締役副会長)
坂本 和彦	(Veoneer Inc. 取締役)
桜井 伝治	(日本情報通信 取締役社長)
櫻井 祐記	(富国生命保険 取締役専務執行役員)
佐藤 玖美	(コスモ・ピーアール 取締役社長)
佐藤 義雄	(住友生命保険 取締役)
志岐 隆史	(全日空商事 取締役社長)
島崎 豊	(トヨタ自動車 Fellow)
島田 俊夫	(CAC Holdings 特別顧問)

清 水 新一郎	(日本航空 取締役副社長執行役員)
清 水 忠 憲	(三國機械工業 取締役社長)
下 野 雅 承	(日本アイ・ビー・エム 名誉顧問)
下 村 満 子	(東京顕微鏡院 特別顧問)
白 井 均	(日立製作所 シニアストラテジスト)
陳 野 浩 司	(国際金融公社 チーフ・インベストメント・オフィサー)
菅 井 博 之	(住友商事 執行役員)
杉 元 宣 文	(日本政策投資銀行 取締役常務執行役員)
杉 本 文 秀	(長島・大野・常松法律事務所 マネージング・パートナー)
杉 本 眞	(レシップホールディングス 取締役社長)
鈴 木 亨	(日本能率協会コンサルティング 取締役社長)
鈴 木 英 夫	(日本製鉄 常務執行役員)
鈴 木 正 俊	(ミライト 取締役相談役)
関 根 愛 子	(日本公認会計士協会 相談役)
銭 高 一 善	(銭高組 取締役会長)
銭 高 丈 善	(銭高組 取締役専務役員)
仙 石 泰 一	(三技協 取締役社長)
高 木 真 也	(クニエ 取締役社長)
高 島 幸 一	(高島 取締役社長)
高 藤 悦 弘	(味の素 取締役)
高 橋 勉	(公認会計士 高橋勉事務所 公認会計士)
高 橋 秀 行	(ステート・ストリート信託銀行 取締役会長)
高 橋 衛	(HAUTPONT研究所 代表)

高 畑 勲	(インフィニオンテクノロジーズジャパン 取締役 C F O)
竹 内 由紀子	(大和証券グループ本社 執行役員)
多 田 雅 之	(アルファパーチェス 取締役社長兼 C E O)
多 田 幸 雄	(双日総合研究所 相談役)
田 中 孝 司	(K D D I 取締役会長)
田 中 豊 人	(リコー 常務執行役員 C D I O)
田 中 良 治	(三菱ケミカル 顧問)
田 沼 千 秋	(グリーンハウス 取締役社長)
玉 川 雅 之	(工学院大学 常務理事)
田 村 良 明	(川崎重工業 社外取締役)
為 田 耕太郎	(住友商事 執行役員)
淡 輪 敏	(三井化学 取締役会長)
塚 本 隆 史	(みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問)
辻 幸 一	(EYジャパン Chairman & CEO)
土 屋 達 朗	(フジタ 上級顧問)
手 納 美 枝	(アカシアジャパン・デルタポイント 代表取締役)
寺 澤 辰 磨	(横浜銀行 特別顧問)
曄 道 佳 明	(上智学院 上智大学長)
藤 堂 裕 隆	(アルゴ・ホールディングス 取締役社長)
富 田 純 明	(日進レンタカー 取締役会長)
富 田 秀 夫	(リフィニティブ・ジャパン 取締役社長)
豊 島 俊 弘	(マーキュリアインベストメント 代表取締役)
長 江 洋 一	(HEXEL Works 取締役兼代表執行役社長)

中 島 基 善	(ナカシマホールディングス 取締役社長)
長 嶋 由紀子	(リクルートホールディングス 常勤監査役)
中 島 好 美	(ヤマハ 取締役)
長 瀬 玲 二	(長瀬産業 取締役副会長)
中 谷 昇	(ジャステック 取締役社長)
中 西 孝 平	(海外投融資情報財団 理事長)
永 久 幸 範	(ブラウン・ブラザーズ・ハルマン・インベストメント・サービス 代表取締役)
中 村 克 己	(ブラックストーン シニアアドバイザー)
中 村 公 一	(山九 取締役会長)
中 村 正 己	(日本能率協会 会長)
永 山 妙 子	(プレリューダーズ 代表取締役)
成 川 哲 夫	(岡三証券 取締役)
新居崎 俊 彦	(B T ジャパン 取締役社長兼 C O O)
西 恵一郎	(グロービス マネジング・ディレクター)
西 川 久仁子	(ファーストスター・ヘルスケア 取締役社長)
似 鳥 昭 雄	(ニトリホールディングス 取締役会長兼 C E O)
丹 羽 利 行	(パロマ 常務執行役員)
能 見 公 一	(ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問)
羽 賀 威一郎	(T O S M A X 取締役社長)
芳 賀 日登美	(ストラテジック コミュニケーション R I 取締役社長)
畑 川 高 志	(リバフェルド 代表取締役)
八 馬 史 尚	(J-オイルミルズ 取締役社長執行役員)
濱 口 敏 行	(ヒゲタ醤油 取締役相談役)

林	明 夫	(開倫塾 取締役社長)
林	達 夫	(アークデザイン 取締役会長)
林	信 秀	(みずほ銀行 常任顧問)
林	信 光	(国際協力銀行 取締役副総裁)
林	由紀夫	(ダイキン工業 顧問)
挽 野	元	(アイロボットジャパン 代表執行役員社長)
樋 口	貞 治	(ゲンバカンリシステムズ 取締役最高顧問)
日 高	俊 郎	(豊田通商)
平 賀	暁	(マーシュ ブローカー ジャパン 取締役会長)
平 澤	潤	(協栄産業 取締役社長)
廣 澤	孝 夫	(日本自動車査定協会 理事長)
福 川	伸 次	(東洋大学 総長)
福 田	誠	(あおぞら銀行 特別顧問)
福 本	ともみ	(サントリーホールディングス 執行役員)
藤 井	礼 二	(L. E. K. コンサルティング 代表取締役)
藤 田	昌 央	(サハリン石油ガス開発 取締役社長)
古 田	英 明	(縄文アソシエイツ 代表取締役)
降 旗	洋 平	(日本信号 取締役会長)
程	近 智	(アクセンチュア 相談役)
堀 井	昭 成	(キヤノングローバル戦略研究所 理事 特別顧問)
堀 内	勉	(トーラス 顧問)
堀 江	章 子	(アクセンチュア 常務執行役員)
本 多	之 仁	(住友商事 執行役員)

正宗 エリザベス	(荒川化学工業 社外取締役)
間 下 直 晃	(ブイキューブ 取締役社長CEO)
増 田 健 一	(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー)
益 戸 宣 彦	(GCAパートナーズ 代表取締役 社長執行役員)
益 戸 正 樹	(U i P a t h 特別顧問)
増 渕 稔	(日本証券金融 特別顧問)
松 江 英 夫	(デロイト トーマツ コンサルティング パートナー)
松 岡 寿 史	(E Y新日本有限責任監査法人 Asia Pacific Assurance Deputy Managing Partner)
松 崎 正 年	(コニカミノルタ 取締役会議長)
松 島 訓 弘	(グリー 取締役 常勤監査等委員)
松 永 明 彦	(プレミアムインベストメントアドバイザー 代表取締役)
松 林 知 史	(ティルフ・マネジメント 代表)
松 村 祐 土	(森・濱田松本法律事務所 マネージング・パートナー)
三 浦 善 司	(ポラリス・キャピタル・グループ 取締役)
宮 内 淑 子	(ワイ・ネット 取締役社長)
宮 川 美津子	(T M I 総合法律事務所 パートナー弁護士)
三 宅 康 晴	(原田工業 取締役社長)
宮 田 孝 一	(三井住友銀行 取締役会長)
宮 原 京 子	(ファイザー 取締役執行役員)
宮 原 幸一郎	(日本取引所グループ 参与)
宮 本 潤 二	(東鉄工業 顧問)
向 井 俊 雄	(日本ユニシス シニア・エグゼクティブ・アドバイザー)
向 井 宏 之	(トランスコスモス 副社長執行役員)

村 上 雅 彦	(東海東京フィナンシャル・ホールディングス 専務執行役員)
茂 木 修	(キッコーマン 取締役常務執行役員)
森 公 高	(日本公認会計士協会 相談役)
森 俊 哉	(有限責任 あずさ監査法人 副理事長)
森 浩 生	(森ビル 取締役副社長執行役員)
森 正 勝	(国際大学 特別顧問)
守 田 道 明	(イーレックス 取締役)
山 岡 浩 巳	(フューチャー 取締役)
山 口 公 明	(セントケア・ホールディング 取締役)
山 下 良 則	(リコー 取締役社長執行役員CEO)
山 添 茂	(丸紅パワー&インフラシステムズ 会長)
山 田 匡 通	(イトーキ 取締役会長)
山 本 ひとみ	(ANA総合研究所 取締役副社長)
横 井 靖 彦	(豊田通商 シニアエグゼクティブアドバイザー)
横 山 隆 吉	(不二工機 取締役社長兼グループCEO)
横 山 晴 通	(不二工機 取締役副社長)
吉 田 康 子	(シェルジャパン 取締役社長)
吉 丸 由紀子	(積水ハウス 取締役)
若 山 健 彦	(ミナトホールディングス 取締役会長兼社長)
渡 部 賢 一	(野村ホールディングス 名誉顧問)
渡 邊 健太郎	(エコラボ 会長)
鰐 渕 美恵子	(銀座テラーグループ 取締役会長)

以上247名

事務局

石 井 靖 幸 (経済同友会 執行役)

剣 持 伊 都 (経済同友会 政策調査部 マネジャー) * (*～2021年3月)